

墓地の経営（変更）許可の流れ

【規則第9条関係】

- (1) 墓地等経営(変更)計画協議書（様式第1号）と以下の添付書類（正本・副本各1部）提出
 - ① 変更の必要性を具体的に示す書類
 - ② 設置場所の選定理由書及び規模等の根拠を示す書類
 - ③ 用地造成等に関する計画書
 - ④ 法人の定款、寄附行為又は規則の写し及び登記事項証明書、墓地設置等に係る意思決定を証する書類
 - ⑤ 墓地経営管理のための組織体制、維持管理方法、利用方法等に関する経営計画書
 - ⑥ 資金計画書
 - ⑦ 市長が指定する年度の貸借対照表及び収支計画書
 - ⑧ 墓地使用契約書の案
 - ⑨ 墓地周囲100メートル以内の区域の状況を明らかにした2,500分の1以上の縮尺の見取り図
 - ⑩ 設置場所が明示された図面
 - ⑪ 墓地の区域を明らかにした図面、墳墓の区画図並びに管理事務所、駐車場、便所、ごみ集積施設、給水設備、排水設備等の平面図及び配置図
 - ⑫ 土地の登記事項証明書、地積測量図及び公図の写し
 - ⑬ その他市長が必要と認める書類

- (2) 助言・指導

【規則第10条関係】

- (3) 標識設置（墓地等設置計画のお知らせ 様式第2号）
説明会開催予定日の30日前から工事完了検査済証交付の日まで

【規則第10条第2項関係】

- (4) 標識設置届出書（様式第3号）提出
 - ・ 設置場所が明示された図面
 - ・ 設置状況及び記載内容が分かる写真

【規則第11条及び第12条関係】

- (5) 説明会開催（開催予定日の14日前までに関係住民等に周知）
 - ・ 関係住民等の範囲
 - ① 敷地の境界から100メートル以内の区域に居住する者及び当該区域に土地又は建物を所有する者（※ただし、変更許可で市長が認める場合、当該区域に居住する者及び当該墓地等の敷地に隣接する土地所有者とすることができる）
 - ② 市長が必要と認める個人又は団体

※計画の内容が500㎡未満の墓地の区域の拡張である場合で市長が認めるときは、書面配布をもって説明会に代えることができる

【規則第 1 2 条第 4 項関係】

- (6) 墓地等計画説明会開催結果報告書（様式第 4 号）提出
- ① 説明会配布資料又は配布書面
 - ② 関係住民等の名簿及び説明を受けた関係住民等の名簿
 - ③ 説明会の概要並びに関係住民等の意見及びその回答
 - ④ その他市長が必要と認める書類

【規則第 1 3 条関係】

- (7) 関係住民等の意見受付（説明会開催から 30 日以内）
- (8) 住民等の意見があった場合→協議→協議内容報告書（様式第 5 号）提出

【規則第 1 4 条関係】

- (9) 墓地等経営（変更）許可申請書（様式第 6 号）正副各 1 通
- ※面積 2 倍以上になる場合は変更許可ではなく経営許可
- ・変更の場合、協議書添付の中から市長が指定した書類
 - ・その他市長が必要と認める書類

【規則第 1 5 条関係】

- (10) 墓地等経営（変更）許可通知書（様式第 8 号）又は不許可通知書（様式第 9 号）

【規則第 1 6 条関係】

- (11) 墓地等工事着手届（様式第 10 号）
- (12) 工事

【規則第 1 7 条関係】

- (13) 墓地等工事完了届（様式第 11 号）

【規則第 1 8 条関係】

- (14) 検査
- (15) 工事完了検査済証（様式第 12 号）

【規則第 2 0 条関係】 ①～⑤の変更が生じた場合に届出

- (16) 墓地等の名称等の変更届出書（様式第 14 号）
- ①墓地等の名称
 - ②墓地等の所在地の表示
 - ③経営者の主たる事務所の所在地
 - ④経営者の名称及び代表者の氏名
 - ⑤墳墓の区画数（墓地の区域の変更を伴うものを除く）

【規則第 2 1 条関係】

- (17) 氏名等の掲示（様式第 15 号）
- (18) 墓地使用開始